

大阪市規則第69号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表福祉局の項の改正規定、同表健康局の項の改正規定（国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者に係る部分を除く。）及び同表こども青少年局の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表福祉局の項の規定、同表健康局の項の規定（国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者に係る部分を除く。）及び同表こども青少年局の項の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、同表健康局の項の規定（乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者及び保健所における結核に係る健康診断等の業務を行う者に係る部分に限る。）は、同年8月20日から適用する。

（報酬の内払）

- この規則による改正前の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて令和6年4月1日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日（以下「特定日」という。）までの間に前項本文に規定する規定の適用を受ける職員に支払われた報酬及び同規則の規定に基づいて同年8月20日から特定日までの間に同項ただし書に規定する規定の適用を受ける職員に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

[別表 別紙1]

所管	区分	報酬額	
総務局	職場等のセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談並びにセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの被害者の就業環境に関する助言等の業務を行う者	日額	18,000円
	産業医	日額	28,000円(勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、56,000円)
	健康管理担当医	日額	28,000円(勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、56,000円)
	降任、免職及び休職の処分等に係る医学的意見を述べる業務を行う医師	日額	28,000円
	職場巡視、安全管理に関する指導及び助言等の業務を行う労働安全コンサルタント	日額	26,250円(勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、52,500円)
	職場等のパワーハラスメントに関する相談及びパワーハラスメントの防止等に係る職場環境の形成に関する助言等の業務を行う者	日額	18,000円
[同左]			
政策企画室	国際博覧会に係る儀典長としての賓客等の接遇に関する指導及び助言等の業務を行う者	時間額	5,200円

危機管理室	危機事態への対処力及び地域防災力の向上に関する業務を行う者	月額	580,000円
[同左]			
財政局	[同左]	[同左]	[同左]
	市債権の管理、徴収等に係る指導、助言及び研修等の業務を行う者	時間額	<u>5,000円</u>
[同左]			
福祉局	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）に基づく調査対象者に対する質問等の業務を行う医師（精神科の医師に限る。）	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の決定に係る指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助に係る専門的判断並びに指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び一般医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び歯科医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	国民健康保険等の診療報酬明細の内容審査に関する指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法	日額	<u>25,280円</u>

健康局	律による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者		
	[同左]	[同左]	[同左]
	歯科保健業務に係る指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	高齢者の歯周疾患検診等に係る監督、指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	胃内視鏡による胃がん検診の精度管理に関する業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
	こころの健康センターにおける各種相談事業等を行う医師	日額	<u>25,280円</u>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医	日額	<u>10,260円</u> 。ただし、1件を超える判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,260円</u> を加算した額とする。
	[同左]	[同左]	[同左]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	<u>8,250円</u>
	保健所における結核に係る健康診断等	日額	<u>25,280円</u>

	の業務を行う者		
	保健福祉センター及び保健所において実施する各種相談、教室等の保健福祉事業に携わる医師及び歯科医師	日額	<u>25,280円</u>
こども青少年局	保健福祉センターにおける乳幼児健診等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
	こども相談センターの医師	日額	<u>25,280円</u> （勤務時間が3時間を超えた場合にあっては、 <u>50,560円</u> ）
消防局	[同左]	[同左]	[同左]
	産業医	日額	<u>28,000円</u> （勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、 <u>56,000円</u> ）
	[同左]	[同左]	[同左]
教育委員会事務局 （学校その他の教育機関を含む。）	[同左]	[同左]	[同左]
	児童等に係るセクシュアル・ハラスメントに関する相談等の業務を行う者	日額	18,000円
	休職中の教員の職場復帰のための面談等の業務を行う者	日額	28,000円
	学校職員の健康診断等を行う産業医	日額	<u>28,000円</u>
	教職員のメンタルヘルスケアに関する業務を行う健康管理担当医	日額	<u>28,000円</u>
	降任、免職及び休職の処分等に係る医学的意見を述べる業務を行う医師	日額	<u>28,000円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			

[別表 別紙2]

所管	区分	報酬額	
総務局	産業医	日額	30,000円(勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、60,000円)
	健康管理担当医	日額	<u>30,000円</u> (勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、 <u>60,000円</u>)
	降任、免職及び休職の処分等に係る医学的意見を述べる業務を行う医師	日額	<u>30,000円</u>
	職場巡視、安全管理に関する指導及び助言等の業務を行う労働安全コンサルタント	日額	26,250円(勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、52,500円)
[略]			
危機管理室	危機事態への対処力及び地域防災力の向上に関する業務を行う者	月額	580,000円

[略]			
財政局	[略]	[略]	[略]
	市債権の管理、徴収等に係る指導、助言及び研修等の業務を行う者	時間額	<u>6,000円</u>
[略]			
福祉局	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）に基づく調査対象者に対する質問等の業務を行う医師（精神科の医師に限る。）	日額	<u>25,600円</u>
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の決定に係る指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	生活保護法による医療扶助に係る専門的判断並びに指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び一般医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び歯科医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	国民健康保険等の診療報酬明細の内容審査に関する指導等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法	日額	<u>25,600円</u>

健康局	律による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者		
	[略]	[略]	[略]
	歯科保健業務に係る指導等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	高齢者の歯周疾患検診等に係る監督、指導等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	乳がん検診及び肺がん検診の精度管理に関する助言等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	胃内視鏡による胃がん検診の精度管理に関する業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	[略]	[略]	[略]
	こころの健康センターにおける各種相談事業等を行う医師	日額	<u>25,600円</u>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医	日額	<u>10,580円</u> 。ただし、1件を超える判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,580円</u> を加算した額とする。
	[略]	[略]	[略]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	<u>10,390円</u>
	保健所における結核に係る健康診断等	日額	<u>25,600円</u>

	の業務を行う者		
	保健福祉センター及び保健所において実施する各種相談、教室等の保健福祉事業に携わる医師及び歯科医師	日額	<u>25,600円</u>
こども青少年局	保健福祉センターにおける乳幼児健診等の業務を行う者	日額	<u>25,600円</u>
	[略]	[略]	[略]
	こども相談センターの医師	日額	<u>25,600円</u> （勤務時間が3時間を超えた場合にあっては、 <u>51,200円</u> ）
消防局	[略]	[略]	[略]
	産業医	日額	<u>30,000円</u> （勤務時間が6時間を超えた場合にあっては、 <u>60,000円</u> ）
	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局 （学校その他の教育機関を含む。）	[略]	[略]	[略]
	休職中の教員の職場復帰のための面談等の業務を行う者	日額	30,000円
	学校職員の健康診断等を行う産業医	日額	<u>30,000円</u>
	教職員のメンタルヘルスケアに関する業務を行う健康管理担当医	日額	<u>30,000円</u>
	降任、免職及び休職の処分等に係る医学的意見を述べる業務を行う医師	日額	<u>30,000円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]			